

「日本から食品事故を無くす」
NPO HACCP実践研究会



食品安全の考え方と実践の方法

今月は、「食品関連 法令・ガイドラインアップデート便」です。食物アレルギー表示の動向についてお知らせします。消費者庁は、2025年中に、カシューナッツを特定原材料（義務表示）に、ピスタチオを特定原材料等に準ずるもの（推奨表示）に追加する方針を示しました。HACCP実践の視点から、情報をお届けします。当会ホームページにも掲載しています。

消費者庁「食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」での食物アレルギー表示について

2025年1月21日に開催された「第7回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」にて、カシューナッツとピスタチオの表示について重要な方針が決定されました。消費者庁は、この会議での議論を経て、2025年度中にカシューナッツを特定原材料（義務表示）に、ピスタチオを特定原材料に準ずるもの（推奨表示）に追加する方針を示しました。

アレルギー表示の対象品目が増えることは、食物アレルギーを持つ方々の安全な食品の選択において有効です。そして、食物アレルギーは、HACCPにおける化学的危害の重要管理項目の1つです。

事業者の皆様へ：消費者からの「ナッツ」に関するお問い合わせ対応について

ナッツ類には、今回のカシューナッツや、くるみ、アーモンド、マカダミアナッツ、ピスタチオなど様々な種類があり、それぞれアレルギーを引き起こす可能性のある成分などが異なります。日本では、消費者の方の選択の幅を狭めないために、「ナッツ類」として一括りに情報提供を行うのではなく、種類ごとに表示義務の有無が定められています。一方、消費者の方からの食物アレルギーに関するお問い合わせでは、「ナッツは使用していますか？」と総称で尋ねられることが多いという声も伺っております。

具体的なナッツの種類を確認する:

「ナッツ」と一括りに尋ねられた場合でも、消費者の方が、具体的にどのナッツについて知りたいのかを確認することが、正確な情報提供と事故防止に繋がります。「どのようなナッツにアレルギーをお持ちですか？」など、具体的な品目を尋ねることで、的確な回答が可能になります。

また、正確な情報提供が可能な範囲は企業の取組みの状況によって異なります。「明確な根拠なく個人的な見解を述べる回答」は、消費者の方にとっては最も危険な行為になってしまいますので、もし、現状が原材料の詳細まで把握が難しい状況であれば、その旨をお伝えしてお詫びするようにしましょう。

消費者庁が発表した内容に基づいて、食物アレルギー表示に関する最新の動向と、事業者様への留意点についてお伝えしました。今後もHACCPの実践に関係が深い情報をお知らせしてまいります。

発行:NPO HACCP実践研究会 事務局
〒101-0032 千代田区岩本町1-1-4 サンサイド岩本町ビル2F
TEL:03-5856-2039 FAX:03-5856-2041
e-mail:info@haccp.gr.jp
ホームページ:<http://www.haccp.gr.jp>
ご意見・ご要望をお寄せください。